

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年)10月 5日 2211号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認購読料 1年8,400円
半年4,200円

消費者庁8年目を評価

25点満点中14点

天下り問題、大きく影

消費者庁創設8年目の通信簿は、25点満点中14点一。全国消費者行政ウォッチねっとが創設以来採点してきたが、元取引対策課長補佐が天下っていたジャパンライフの問題が大きな影を落とし、徳島移転問題で翻弄された昨年と同様の14点と厳しい評価になった。取引対策課は、消費者庁全課の中で11点と最低。消費者の信頼を大きく傷つけたにもかかわらず、執行件数は低迷し、意識・組織体質の改善が伝わってこないとして、猛省して一から出直すつもりで改善を図ることを求めた。

(相川優子)

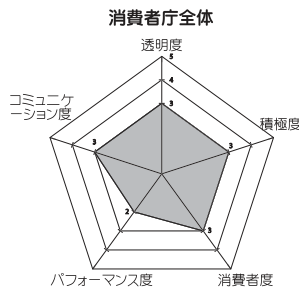
ウォッチねっとが採点 取引対策課、全課で最低11点

全国消費者行政ウォッチねっとは、消費者行政が消費者目線で動いているかどうかを監視し、政策提言をするために2009年9月30日に設立された。全国40の消費者団体と個人で組織されている。創設以降、消費者庁の評価を続け、毎年、透明度、積極度、消費者度など5項目をそれぞれ5点満点で採点してきた。9月28日、主婦会館プラザエフで開催された設立8周年記念集会で、8年目の評価結果が公表された。

信頼傷つけ、処分遅れた 猛省して、一から出直せ

「消費者の信頼を傷つけたジャパンライフへの天下り問題は大きく影を落としている」。山根香織代表幹事(主婦連前会長)は、消費者庁の採点結果をこう総評した。

悪質事業者の取り締まりをする取引対策課の元課長補佐がジャパンライフに天下っていた問題への対応について、



「情報隠ぺいと思われても仕方ない対応ぶりは大変残念。率先して調査・公開すべきだったのではないかと指摘。「信頼を傷つけたにもかかわらず、どのように再発防止を行うのか、意識・組織体質の改善が伝わってこないのは大変遺憾」とした。

また、山根代表幹事は、「ジャパンライフへの処分の遅れ等があった」「会見に向けた検討の経緯や決意が伝わらないことも、大変残念で問題」と述べ、特定商取引法の執行件数が大きく減少し、低迷を続けている点も問題視した。

「高齢者などに広がる財産被害への対応が待たなしのときに、こうした状況では先が思いやられるというのが

私たち共通の率直な意見」と、異例の厳しい表現を用いて奮起を促した。

法執行件数 低迷したまま 直近1年で4社、東京都の3分の1

2017年度の国の行政処分件数は、業務停止命令2件、指示3件のみ。事業者数は3社に過ぎない。このうち、消費者庁が行ったのは指示処分1件(1社)のみ。関東経済産業局が3カ

月の業務停止命令と指示処分(1社)、北海道経済産業局が3カ月の業務停止命令と指示処分(1社)を行っている。

昨年9月以降の直近1年でみても、業務停止命令13件、指示14件。このうち、消費者庁は業務停止命令7件、指示8件だが、ジャパンライフ1社で業務停止命令5件、指示処分5件の10件分にカウントしているため、実際はわずか4社を処分したに過ぎない。経済産業局の業務停止6件指示6件(6社)を加えても、国全体で計10社というの実態だ。この間、東京都は12社を処分しており、消費者庁は東京都の3分の1に過ぎず、国全体でも及ばないという低迷振りだ。

消費者庁は、大規模事案・悪質事案を対象にしたと説明しているが、それにしても少ない。ジャパンライフは、形式的な違反内容でしか処分しておらず、時間がかかり過ぎている。言い訳にしか聞こえない。処分後の事後処理に、いまだに他の案件にも影響が出る

「ジャパンライフ被害対策中部弁護士団」発足

339億円の赤字周知、被害防止対策も

愛知県弁護士会消費者委員会に所属する弁護士有志らは9月27日、「ジャパンライフ被害対策中部弁護士団」(杉浦英樹弁護士団長)を結成した。これまで、消費者庁から2度の業務停止命令を受けたジャパンライフ社(東京都千代田区)と、個別の解約交渉に取り組み、契約金額全額(払い戻し分除く)を一括で返金させてきた。消費者庁の指導で、同社の2016年度末の純資産額が約339億円の赤字であることが顧客に通知されたことから、高齢者への周知など、新たな被害防止のための対策にも乗り出す。

杉浦英樹弁護士団長は、「契約者のほとんどが高齢者で、会社が破たんした場合は、月々のレンタル収入だけでなく、預けていると思っているお金も戻

らないことが、十分認識されていない。約2000億円の被害が出た豊田商事(現物まがい商法)事件では、中坊公平弁護士らが奮闘してなお、投資家に戻ったお金は1割程度に過ぎない。現物がない点で、仕組みは豊田商事と変わらない。新たな被害を生じさせてはいけない。被害救済だけでなく、そのための対策にも取り組むために、対策弁護士団とした。新たな被害を生まないよう頑張るのが弁護士で、人として当然」と話している。

弁護士団の相談電話は、☎0566-73-0770(深津法律事務所内、事務局永田有香弁護士)。相談は無料。家族や福祉関係者からの相談も受け付けている。ホームページは、<https://japanlifefhiga-i-chubu.amebaownd.com/>(2面に続く)

KIRIN

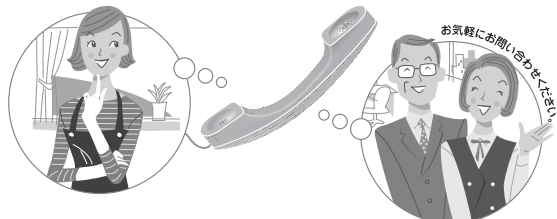
よりよい商品づくりに活かします。お客様の声。

キリンビールお客様相談室

☎0120-111-560 9:00~17:00(土日曜・祝日を除く)



ストップ! 未成年者飲酒・飲酒運転。
お酒は楽しく適量で。
妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。
のんだあとにはリサイクル。



キリン株式会社 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス

<http://www.kirin.co.jp>